

令和4年度

認知症対応型共同生活介護

整備事業者公募要領

(2021年度～2023年度整備事業)



令和4年6月

厚木市福祉部介護福祉課

## 1 趣旨

本市では、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）に基づき、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会を実現するため、原則、厚木市民のみが利用できる地域密着型サービス事業所の基盤整備を推進しています。

本公募は、地域密着型サービス事業所の着実な整備を進めるとともに、介護保険サービスの質を高める観点から、認知症対応型共同生活介護事業者を選考するために行います。

## 2 公募内容

次の内容により、公募を行います。

施設の種類	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
整備区分	創設
整備数	18床（1施設）
募集圏域	別表1に掲げる圏域 （サテライト事業所として整備する場合は、市内全域 <sup>※1</sup> を応募の対象とします。ただし、本体事業所から自動車等による移動に要する時間がおおむね10分以内の近距離に限る。）
併設条件	認知症カフェ <sup>※2</sup> 又は地域交流スペース
開設年度	令和6年3月1日まで
整備条件	項目5「整備に当たっての遵守事項等」

※1 別表1の(注1)に該当する区域が含まれる場合又は、(注3)の要件に該当しない予定地での整備は不可。

※2 認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家など誰でも、気軽に集える場所です。

## 3 応募資格

応募しようとする法人は、次の①から⑥までの項目を全て満たしている必要があります。

- ① 本市の高齢者福祉施策を深く理解し、地域福祉の推進に協力的であること。
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しない法人であること。
- ③ 所管庁の監査等があった場合において、これまで重大な指摘を受けていないこと。
- ④ 開設及び安定的な経営に必要な能力、資力等を有すること。
- ⑤ 整備予定地について、所有権を有すること、または取得が見込まれること、若しくは賃貸借契約の締結が見込まれること。
- ⑥ 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第2条に規定されている暴力団又は暴力団経営支配法人等でないこと。

## 4 応募の方法・期間等

応募しようとする法人は、電話予約の上、次の応募期間内に必要書類を持参して、書類の内容を把握した担当者が申請してください。郵送での提出はできません。

なお、申請前に相談や事前審査に応じますので、電話予約の上、必要書類を持参して来庁してください。

また、提出された書類の内容によっては、追加書類等を提出していただく場合があります。

### (1) 応募期間

令和4年8月1日（月）から8月31日（水）まで（土・日・祝日を除く。）

※ 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

※ 応募期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しません。

### (2) 提出書類 【別紙】「応募に係る提出書類一覧」のとおり

### (3) 提出部数

項目ごとにインデックスをつけたものを10部（正本1部、副本9部）

### (4) 留意事項

ア 応募に必要な書類に不足、不備等がある場合は、受付することができませんので、応募の際は締切日間近にならないよう注意してください。

イ 提出の際は、書類の内容等について回答ができる担当者が来庁してください（郵送による提出は不可）。なお、提出に当たっては、介護福祉課まで事前連絡の上、来庁日時を予約後、直接持参してください。

ウ 提出された書類は、本応募に係る目的以外に使用しません。が、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。

エ 提出された書類の応募期間経過後の差し替え及び再提出は、本市からの指示を除き認めません。

オ 提出された書類は、理由を問わず返却しません。

カ 応募に必要な書類の作成、土地・建物取得等に係る費用は、選考結果に関わらず、応募法人の負担となります。

キ 土地所有者、地域住民、その他の関係者との問題が起きないように、応募に当たっては、事業者の責任で事前に関係者への十分な説明を行い、事業計画の同意に努めてください。

なお、近隣者等関係者への事前説明を必ず実施し、建設は厚木市に選考されることが条件であることを明示したうえで理解を求めてください。

ク 本整備計画における用地（建物）権利者又は地域住民等との間で生じた損害賠償請求権等については、応募法人の責任に帰する事項であり、本市はその責任を一切負いません。また、求償権の行使についても同様です。

## 5 整備に当たっての遵守事項等

施設整備計画は、次の点に留意して計画してください。

(1) 次の法令等を遵守すること。

- ア 厚木市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例（平成 25 年厚木市条例第 4 号）
- イ 厚木市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年厚木市規則第 17 号）
- ウ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）【令和 3 年厚生労働省令第 9 号：第 3 条】
- エ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）【令和 3 年老高発 0316 第 3 号・老認発 0316 第 6 号・老老発 0316 第 5 号：別紙 9】
- オ その他関係法令等

(2) 整備予定地は、自己所有地又は借地とし、現在の状況に応じて、次表の書類を提出すること。

ア 運営法人が整備する場合

[自己所有地に整備する場合]

現在の状況		提出書類（例示）
所有地		不動産登記事項証明書（全部）
応募時点では未所有	民有地	土地売買仮契約書(写)（予定売買価格が記入されているもの）、土地所有者の売買同意書、土地贈与契約書(写) 又は所有権移転登記確約書など
	国有地・公有地	上記書類に相当する書類 (※ ただし、これらの書類の提出が困難である場合には、応募法人の代表者が押印の上、応募時点における整備予定地の状況及び取得までの手続等をまとめた書類を提出すること。)

[借地に整備する場合]

状況		提出書類（例示）
借地	民有地	土地賃借契約書(写)、土地賃借仮契約書(写)、地上権又は賃借権設定登記誓約書(写) など

## イ 地権者が整備する場合

状 況		提出書類（例示）
所有地	民有地	建物賃貸借契約書(写)、建物賃借仮契約書(写)など

- (3) 施設の建築に当たり、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による開発許可が必要な場合は、開発許可を取得するための道路、公園その他の公共施設の整備に必要な用地が確保されているとともに、造成計画、公共施設の配置等の計画内容が同法第 33 条の規定に適合したものであること。
- (4) 都市計画法、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及びその他関係法令等に適合したものであること。
- (5) 認知症カフェ又は地域交流スペースについては、おおむね 10 人以上が活動できる床面積を確保されていること。
- (6) 駐車場等の附帯設備を整備するのに十分な面積が確保されていること。
- (7) 省エネルギーや環境に配慮した施設の整備に努めること。
- (8) 開設後の安定した施設運営のため、自己資金により十分な運転資金を確保すること。
- (9) 施設整備を進めるに際しては、市内事業者の活用に努めること。
- (10) 建設費補助金等については、神奈川県に設置された「地域医療介護総合確保基金（介護分）」を活用して補助を行うため、原則、令和 4 年度中の竣工・開設が条件となります。

## 6 選考方法

### (1) 整備事業者の審査

ア 厚木市老人福祉施設等整備事業者選考委員会(以下「委員会」という。)で書類による審査を行います。

イ 審査項目は次のとおりです。

- (ア) 運営法人の評価
- (イ) 整備計画に対する評価
- (ウ) 施設運営に対する評価

ウ 必要に応じて、法人の代表者から施設の整備計画について説明していただく場合があります。その場合は、説明の日時等について、別途通知します。

### (2) 整備事業者の決定

委員会での審査結果に基づき、市長が整備事業者を決定します。

### (3) 結果の通知 令和 4 年 9 月末（予定）

## 7 選考結果

- (1) 結果については、応募のあった法人に文書で通知します。また、応募の概況及び事業者名を厚木市ホームページ（介護福祉課）で公表します。
- (2) 審査の結果、選考基準等に満たないなどの理由により本事業の目的が達成できないと判断された場合には、整備事業者を決定しない場合があります。

## 8 応募の無効・決定の取消

- (1) 本公募の適正な執行を妨げるなどの不正な行為が判明した場合は、応募を無効とします。
- (2) 審査後において、委員会が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、決定の取消を行う場合があります。なお、決定の取消に伴い生じる法人負担・損害等については、本市からの補填や賠償は一切ありません。
  - ア 応募資格に適合していないことが判明した場合
  - イ 提出された書類の内容に重大な不備又は虚偽があることが判明した場合
  - ウ 応募時点の整備計画から大幅な変更となり、公共性の観点からの有益性が損なわれる場合
  - エ 介護保険法第 78 条の 2 の規定に基づく指定が受けられない場合
  - オ その他関係法令等に適合しない場合
- (3) 選考後において、法人の都合により事業を辞退した場合は、次点法人の繰り上げを行います。ただし、繰り上げについては、選考基準点を超える評価を受けていることが条件となります。

## 9 提出先及び問い合わせ先

〒243-8511 厚木市中町 3-17-17  
厚木市役所 福祉部 介護福祉課 介護給付係  
電 話 046-225-2240  
FAX 046-224-4599  
Eメール 2230@city.atsugi.kanagawa.jp

別表 1

圏域名	町名	優先整備 地区
厚木北	松枝、元町、寿町、水引、厚木町、中町、 栄町、田村町、吾妻町	
厚木南	幸町、泉町、旭町、南町	○
依知	上依知、猿ヶ島、山際、下川入、中依知、 金田	
睦合南	妻田南、妻田北、妻田東	
荻野	上荻野、中荻野、下荻野、鳶尾	○
小鮎	飯山、上古沢、下古沢	○
緑ヶ丘	緑ヶ丘、王子 2 丁目～3 丁目	
玉川	七沢、小野、岡津古久	
森の里	森の里	

(注 1) 利用者の安全確保の観点から、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域（対策工事が実施された区域は除く。）、家屋倒壊等氾濫想定区域での建築は認められません。

(注 2) 利用者の安全確保の観点から、洪水（内水）浸水想定区域での立地の場合は、予定施設のハード面の対策及び利用者の避難確保計画などソフト面の対策が十分に検討されているかを確認するため、追加資料を提出していただきます。

(注 3) 市街化調整区域での応募も可としますが、「厚木市開発審査会提案基準 13 既存宅地」の基準に該当する場合のみとし、公募選考後に行われる厚木市開発審査会において、事業計画の承認を得る必要があります。

また、注 1 及び注 2 に加え、市街化調整区域の場合、洪水浸水想定区域のうち、想定浸水深が 3 メートル以上の区域での建築は認められません。